

第 1 問 憲法第 9 条に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 憲法第 9 条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権を否定するものではなく、憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない。

イ 憲法第 9 条第 2 項がその保持を禁止した戦力とは、我が国が主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、外国の軍隊は、たとえそれが我が国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない。

ウ 憲法第 9 条第 2 項において戦力の不保持を規定したのは、侵略戦争を引き起こすことがときとがないようにするためであり、憲法第 9 条第 2 項は自衛のための軍隊その他の戦力の保持を禁じているものではない。

エ 憲法第 9 条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない公法的な性格を有する規範であるから、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する作用を営むものではない。

オ 自衛隊機の離着陸の差止めに関し、飛行場の設置及び航空機の配備・運用が違法か否かは、自衛隊の組織・活動の合法性に関する判断に左右されるのであるから、主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度に政治的な問題であり、純司法的な機能を使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまず、法律上の争訟に当たらない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 2 問 財産権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 森林法の共有林分割制限規定は、財産権規制の目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、規制手段が規制目的を達成する手段として必要性や合理性に欠けていることが明らかであって、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法は違憲となる。

イ 憲法第29条第1項は財産権の不可侵性を規定しているが、憲法は、私有財産制と具体的な財産上の権利とともに保障しており、後者には所有権などの物権のほか債権や知的財産権などが含まれる。

ウ 憲法第29条第3項にいう「正当な補償」とは、その当時の経済状態において考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常にかかる価格と完全に一致する必要はない。

エ 財産権の内容は必ず法律によって定めなければならないが、財産権の制約は法律によらずに、政令によることも許される。

オ 財産権が公務員の故意又は過失による違法な行為によって侵害されたとき、被害者は国又は地方公共団体に対し損失補償を請求できる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 3 問 財政に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 租税法律主義は、社会全体に対する財やサービスを提供するための資金を租税として強制的に徴収する場合について規定したものであるため、個人への給付に対する反対給付としての性質を有する市町村が行う国民健康保険の保険料について、憲法第84条の規定が直接適用されることはないが、その趣旨は及ぶ。

イ 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年 1 回、国の財政状況について報告しなければならないが、国民に対しては、成立した予算及び決算について報告すれば足りる。

ウ 国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを要するから、甚大な災害に対応するためであっても、国会の議決を経ることなく内閣の責任において、国が債務を負担することはできない。

エ 国会の議決に基づき予備費を設け、内閣の責任でこれを支出した場合、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならないが、この事後の承諾が得られない場合には、既に支出された契約は直ちに無効とされることはないが、当該支出契約を解除する正当な事由があると解される。

オ 会計検査院が検査した国の収入支出の決算は、内閣によって、国会に提出されるが、先に衆議院に提出しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第 4 問 不在者（従来の住所又は居所を去った者）の財産の管理人に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不在者が財産の管理人を置いている場合であっても、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

イ 不在者の利害関係人からの請求により、家庭裁判所がその不在者の財産管理人を選任した後に、その不在者が財産管理人を別に置いた場合、家庭裁判所が選任した不在者の財産管理人は当然にその権限を失う。

ウ 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に、その管理すべき財産の目録の作成を命ずることができる。

エ 利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が選任した不在者の財産管理人は、家庭裁判所の許可を得なければ、その不在者が所有している不動産を売却することができず、また、不在者が特にその権限を定めずに置いた財産管理人も、家庭裁判所の許可を得なければ、その不在者が所有している不動産を売却することができない。

オ 利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が選任した不在者の財産管理人は、家庭裁判所の許可を得ることなく、その不在者を債務者とする弁済期限の到来した債務を弁済することができるが、不在者が特にその権限を定めずに置いた財産管理人は、家庭裁判所の許可を得ることなく、その不在者を債務者とする弁済期限の到来した債務を弁済することができない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 5 問 顕名主義に関する教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうち、どれか。なお、商行為ではないものとする。

教授： まず、代理人が契約の効果を本人に帰属させるために相手方に対してしなければならぬ「顕名」とはどのようなことですか。

学生：ア 代理人が本人のためにすることを示すことです。具体的には、例えば「A 代理人 B」として契約を締結することです。

教授： 次に、代理人に対して相手方が意思表示をする受動代理の場合は、どのような方式で顕名すればよいですか。

学生：イ 代理人が本人のために意思表示を受け取ることが示すことが必要です。

教授： では、代理人が、代理意思があるのに直接本人の名前だけを表示して相手方と契約した場合はどうなりますか。

学生：ウ 本人の名が表示されており、効果の帰属主体が明確であるので、有効な代理行為となります。

教授： 次に、代理人が、代理意思があるのに顕名せずに自分の名前を表示して相手方と契約をした場合はどうなりますか。

学生：エ 契約は代理人と相手方間で締結されたこととなります。もともと、顕名主義は相手方の保護のためにある制度ですから、相手方が代理人の代理意思の存在を知っている場合のみ、本人と相手方の間に契約の効果が帰属し得ます。

教授： 最後に、具体的事例で質問します。B は A から A 所有不動産を担保に金員を借り入れる代理権を与えられていましたが、直接 A の名で、その不動産を C に売却してしまいました。この場合 C がこれを A 自身の行為であると信じたことについて正当な理由があるとしたらどういう結論が考えられますか。

学生：オ 権限踰越の事例ですが、相手方の信頼が保護に値する点においては、相手方が本人自身の行為であると誤信した場合も、代理人に代理権限があると誤信した場合と異なることはないので、C に正当な理由がある場合には、A は B の行為について責任を負います。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ